

特定家畜伝染病侵入防止対策事業実施要綱 (令和5年度高病原性鳥インフルエンザ緊急対策)

5産労農安第500号

令和5年6月21日

(趣旨)

第1 我が国において高病原性鳥インフルエンザは、令和2年度以降毎年発生し、令和4年シーズンにおいては、過去最大の発生となった。また、令和4年シーズンは都内展示施設において飼養鳥での高病原性鳥インフルエンザの発生がみられ、野外に本病ウイルスが高濃度に存在し、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）（以下、「法」という。）における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜である家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）への病原体侵入リスクが高かったことが予想される。ひとたび都内家きんに高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、発生農場のみならず、周辺農場においては生きた家きんや家きん卵等の移動や搬出が制限され、その影響は甚大なものとなる。

制限区域内の家きん飼養農場等での家きん卵の移動制限が解除される条件の一つが、販売前の家きん卵の洗浄・消毒であり、家きん農場への家きん卵洗浄・消毒機器の整備は、家きん卵の農場滞留を防ぐとともに、本病のまん延防止につながる。

以上より、特定家畜伝染病侵入防止対策事業を拡充し、高病原性鳥インフルエンザ発生予防やまん延防止のため、家きん飼養者等が必要な設備の整備等に要する経費を助成し、もって本病の防疫体制の強化を推進することにより畜産の振興を図る。

(定義)

第2 この要綱で「高病原性鳥インフルエンザ」とは、法第2条に定める高病原性鳥インフルエンザをいう。

(事業の内容)

第3 知事は、次に掲げる取組を行うものとする。

1 高病原性鳥インフルエンザ病原体侵入防止支援

高病原性鳥インフルエンザの病原体侵入防止のために必要な設備等に係る経費の一部を補助する。

2 高病原性鳥インフルエンザまん延防止支援

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のために必要な設備等に係る経費の一部を補助する。

3 高病原性鳥インフルエンザ対策普及指導

高病原性鳥インフルエンザについての知識の向上を図る。

(助成)

第4 知事は、令和5年度予算の範囲内において本事業の実施に必要な経費について助成するものとする。

(推進指導等)

第5 知事は事業を円滑かつ適正に推進するため、事業の主旨及び事業の内容等の周知に努め、必要に応じて助言指導するものとする。

(その他)

第6 本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は 農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月21日から施行する。